

栃木市国民健康保険運営協議会資料

日 時：令和3年12月17日(金)

午後1時～

場 所：キョクトウとちぎ蔵の街楽習館

(栃木市市民交流センター)

4階 講義室

栃木市生活環境部保険年金課

令和3年度第5回栃木市国民健康保険運営協議会次第

日 時 令和3年12月17日(金)午後1時～

場 所 キョクトウとちぎ蔵の街楽習館

1 開 会

2 あいさつ

3 会議録署名者指名

4 議 事

(1) 栃木市国民健康保険税率及び課税限度額の見直しについて

資料1

(2) その他

5 閉 会

国民健康保険税率及び課税限度額の見直しについて（案）

1 国民健康保険税率等の見直しの考え方

国保制度改革に伴い、平成 30 年度から県が示す標準保険料率を参考に保険税率等を決定することとなった。本市では平成 31 年 3 月に国民健康保険税条例を改正し、令和元年度から新税率により課税している。

令和元年度の税率改定にあたり、国民健康保険運営協議会から「令和 4 年度の国民健康保険税率改定について、令和 3 年度に検討を行うこと」との答申を得ており、令和 3 年度に保険税率の見直しについて検討を行う必要がある。

前回改定時の収支見通しでは、財源不足により保険財政調整基金を取り崩すことを見込んでいたが、国保制度改革等の影響から、令和元年度、令和 2 年度と剰余金が発生し基金への積立てを行った。令和 3 年度末の基金残高は約 27 億円の見込みである。

そこで、県が示す事業費納付金と基金残高等を踏まえ、見直しを行う。

(1) 国民健康保険税率

県が算定した令和 3 年度の標準保険料率を基本とする。基金については、今後も安定的な国保運営を行っていくための適正な保有額として、予算額の 5% 程度が望ましいと推測し、約 10 億円と算出した。令和 3 年度末における基金残高が約 27 億円の見込みとなることから、余剰となる約 17 億円を 10 年間で取り崩すように保険税率を試算し、医療給付費分から減算する。後期高齢者支援金分及び介護納付金分は、対象者の増高を踏まえ標準保険料率のとおりとしたもの（端数は切り捨て）を改正案とする。

(2) 課税限度額の引上げ

高額所得者の負担能力に応じた課税を図り、中間所得者の負担軽減を図るため、課税限度額を現行の 93 万円から地方税法施行令で定める 99 万円に引上げる。

国民健康保険税の課税限度額

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	計
現 行	58万円	19万円	16万円	93万円
改正案	63万円	19万円	17万円	99万円

(3) 今後の見直しについて

国保事業費納付金の今後の状況、被保険者の減少による税収の減少を踏まえると、年々赤字額が増え、基金の取崩しが増えていくことが予測されるため、2年後（令和 5 年度）に検証を行うものとする。

2 標準保険料率

国保事業費納付金の支払に必要な税額を確保するための標準保険料率を算定し、市町に提示する。市町は、標準保険料率を参考に保険料率を決定することになる。ただし、各市町の実情に応じて、標準保険料率と異なる税率とすることも可能である。

標準保険料率《市町村算定方式》

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
医療分	所得割	6.60%	7.66%	7.60%
	資産割	3.71%	—	—
	均等割	25,012円	31,074円	29,151円
	平等割	21,050円	22,637円	21,456円
後期分	所得割	2.47%	2.55%	2.65%
	資産割	1.13%	—	—
	均等割	9,810円	10,413円	10,203円
	平等割	7,455円	7,585円	7,510円
介護分	所得割	1.78%	2.32%	2.17%
	資産割	0.93%	—	—
	均等割	9,263円	12,592円	11,235円
	平等割	6,195円	6,519円	6,201円
計	所得割	10.85%	12.53%	12.42%
	資産割	5.77%	—	—
	均等割	44,085円	54,079円	50,589円
	平等割	34,700円	36,741円	35,167円

現行税率

区分	令和元年度～ (B)	
医療分	所得割	8.20%
	資産割	—
	均等割	32,300円
	平等割	23,800円
後期分	所得割	2.60%
	資産割	—
	均等割	10,200円
	平等割	7,500円
介護分	所得割	2.40%
	資産割	—
	均等割	12,900円
	平等割	6,000円
計	所得割	13.20%
	資産割	—
	均等割	55,400円
	平等割	37,300円

現行税率との比較

区分	(A) - (B)	
医療分	所得割	△0.60%
	資産割	—
	均等割	△3,149円
	平等割	△2,344円
後期分	所得割	0.05%
	資産割	—
	均等割	3円
	平等割	10円
介護分	所得割	△0.23%
	資産割	—
	均等割	△1,665円
	平等割	201円
計	所得割	△0.78%
	資産割	—
	均等割	△4,811円
	平等割	△2,133円

3 国保事業費納付金

(1) 国保事業費納付金総額

国保事業費納付金は、各市町の医療費水準及び所得水準を反映し、算定されている。

令和3年度の国保事業費納付金総額は、4,716,714千円であり、前年度に比べ262,384千円の減(94.73%)となっている。

(単位:千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	前年度との比較	伸率
医療給付費分	3,287,617	3,728,983	3,469,993	3,261,085	△208,908	93.98%
後期高齢者支援金分	1,171,611	1,150,003	1,104,710	1,094,285	△10,425	99.06%
介護納付金分	385,589	425,452	404,395	361,344	△43,051	89.35%
合 計	4,844,817	5,304,438	4,979,098	4,716,714	△262,384	94.73%

(2) 被保険者一人当たりの負担額

令和3年度の国保事業費納付金の被保険者一人当たりの負担額は128,977円であり、前年度に比べ7,905円の減(94.22%)となっている。

(単位:円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	前年度との比較	伸率
医療給付費分	80,226	97,129	95,394	89,173	△6,221	93.48%
後期高齢者支援金分	28,590	29,954	30,370	29,923	△447	98.53%
介護納付金分	30,743	36,749	36,659	33,732	△2,927	92.02%
合 計	118,226	138,165	136,882	128,977	△7,905	94.22%

被保険者数(人)	40,979	38,392	36,375	36,570
介護分のみ被保険者数(人)	12,542	11,577	11,031	10,712

4 国民健康保険税率改定（案）

県が算定した令和3年度の標準保険料率を基本とする。基金については、今後も安定的な国保運営を行っていくための適正な保有額として、予算額の5%程度が望ましいと推測し、約10億円と算出した。令和3年度末における基金残高が約27億円の見込みとなることから、余剰となる約17億円を10年間で取り崩すよう保険税率を試算し、医療分から減算する。後期高齢者支援金分及び介護納付金分は、対象者の増高を踏まえ、標準保険料率のとおりとしたもの（端数は切り捨て）を改正案とする。

(1) 現行税率

区分	医療分	後期分	介護分	合計
所得割	8.2%	2.6%	2.4%	13.2%
均等割	32,300円	10,200円	12,900円	55,400円
平等割	23,800円	7,500円	6,000円	37,300円

(2) 基本となる保険税率【県が示した栃木市の標準保険料率（令和3年度）を端数切捨した税率】

区分	医療分	後期分	介護分	合計
所得割	7.6%	2.6%	2.1%	12.3%
均等割	29,100円	10,200円	11,200円	50,500円
平等割	21,400円	7,500円	6,200円	35,100円

(3) 税率改定（案）

区分	医療分	後期分	介護分	合計
所得割	6.6%	2.6%	2.1%	11.3%
均等割	25,100円	10,200円	11,200円	46,500円
平等割	18,600円	7,500円	6,200円	32,300円

(4) 比較（3）－（1）

区分	医療分	後期分	介護分	合計
所得割	△1.6%	0.0%	△0.3%	△1.9%
均等割	△7,200円	0円	△1,700円	△8,900円
平等割	△5,200円	0円	200円	△5,000円

5 課税限度額の改定（案）

課税限度額について、医療給付費分を5万円、介護納付金分を1万円引上げ、地方税法施行令に定める99万円とする。

(1) 現行

区分	課税限度額
医療給付費分	58万円
後期高齢者支援金分	19万円
介護納付金分	16万円
合計	93万円



(2) 改定（案）

区分	課税限度額
医療給付費分	63万円
後期高齢者支援金分	19万円
介護納付金分	17万円
合計	99万円

6 課税見込額及び収入見込額

改定（案）による課税見込額は3,356,901千円であり、現行税率に比べ530,113千円減額になると見込まれる。また、収入見込額は、3,026,189千円であり、現行税率に比べ478,472千円減額になると見込まれる。

（単位：千円）

区 分	現行税率(a)			改定(案)(b)		
	課税見込額	収納率	収納見込額	課税見込額	収納率	収納見込額
医療給付費分	2,716,471	90.4%	2,455,689	2,214,146	90.4%	2,001,587
後期高齢者支援金分	861,803	90.3%	778,208	861,803	90.3%	778,208
介護納付金分	308,740	87.7%	270,764	280,952	87.7%	246,394
計	3,887,014	90.1%	3,504,661	3,356,901	90.1%	3,026,189

区 分	比較 (b)-(a)	
	課税見込額	収納見込額
医療給付費分	△ 502,325	△ 454,102
後期高齢者支援金分	0	0
介護納付金分	△ 27,788	△ 24,370
計	△ 530,113	△ 478,472

<算定条件>

※被保険者数及び世帯数は、次の推計値を用いる。

被保険者数 36,882人、世帯数 22,970世帯
（うち介護 11,084人、世帯数 9,282世帯）

※収納率は、前年度収納率を用いる。

医療分 90.4%

後期分 90.3%

介護分 87.7%

7 1人当たりの課税見込額及び収納見込額

改定（案）による1人当たりの課税見込額は91,017円であり、現行税率に比べ14,373円減額になると見込まれる。また、1人当たりの収納見込額は82,050円であり、現行税率に比べ12,973円減額になると見込まれる。

（単位：円）

区 分	現行税率(a)		改定(案) (b)		比較 (b)-(a)	
	課税見込額	収納見込額	課税見込額	収納見込額	課税見込額	収納見込額
医療給付費分	73,653	66,582	60,033	54,270	△ 13,620	△ 12,312
後期高齢者支援金分	23,366	21,099	23,366	21,099	0	0
介護納付金分	27,854	24,428	25,347	22,229	△ 2,507	△ 2,199
全 体	105,390	95,023	91,017	82,050	△ 14,373	△ 12,973

8 収支状況及び基金の推移（見込）について

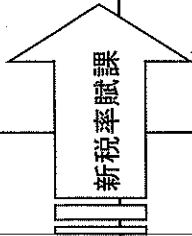

医療費（療養給付費・療養費・高額療養費）に関する歳入・歳出を除いた収支状況及び基金の推移の見込については、以下のとおりである。

（単位：千円）

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
歳入	国民健康保険税（現年・滞納分）	3,816,920	3,309,390	3,264,997	3,221,087
	保険基盤安定繰入金	1,087,553	929,451	928,646	928,007
	国県補助金等	274,920	273,600	273,700	273,800
	合 計	5,179,393	4,512,441	4,467,343	4,422,894
歳出	国民健康保険事業費納付金	4,716,714	4,480,879	4,503,284	4,525,801
	保健事業費	136,724	139,000	142,000	145,000
	出産育児一時金・葬祭費	66,750	64,650	64,650	64,650
	合 計	4,920,188	4,684,529	4,709,934	4,735,451
差引額		259,205	▲172,088	▲242,591	▲312,557
基金残高		2,692,204	※2,779,321	2,536,730	2,224,173

※前年度及び当年度の差引額を加えた額

国民健康保険税率見直し検討スケジュール(案)

	令和3年度												令和4年度			備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		7月
庁議等			6/11 ● 庁議 (見直方針)									1/20 ● 庁議 (改正案審議) (条例案審議)					
議会関係			● 正副議長レクチャー (見直方針)									● 正副議長レクチャー (改正案) 定例市議会 (議案の審議)					
国保運営協議会			7/7 第2回 (税率の検討)			10/29 第3回 (税率の検討)	11/18 第4回 (税率の検討)	12/17 第5回 (税率の検討)									
その他		● 正副議長レクチャー (見直方針)		● 運営協議会へ諮問										● 県に資料提出 ★ 条例施行			

所得階層別税額試算

参考資料

… 現行税率の税額から増加

(単位:円)

モデルケース(1) 世帯主63歳

税率案\所得	43万円 (7割軽減)	71.5万円 (5割軽減)	95万円 (2割軽減)	150万円	200万円	250万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	限度額
現行税率	27,800	83,900	133,500	233,900	299,900	365,900	431,900	563,900	695,900	827,900	928,500	930,000	93万円
改定(案)	23,600	71,600	113,900	199,700	256,200	312,700	369,200	482,200	595,200	708,200	821,200	903,300	99万円
(現行税率との差)	▲ 4,200	▲ 12,300	▲ 19,600	▲ 34,200	▲ 43,700	▲ 53,200	▲ 62,700	▲ 81,700	▲ 100,700	▲ 119,700	▲ 107,300	▲ 26,700	

(単位:円)

モデルケース(2) 世帯主63歳、妻60歳

税率案\所得	43万円 (7割軽減)	70万円 (5割軽減)	100万円 (5割軽減)	147万円 (2割軽減)	200万円	250万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	限度額
現行税率	44,400	109,600	149,200	255,700	355,300	421,300	487,300	619,300	751,300	877,800	930,000	930,000	93万円
改訂(案)	37,500	93,100	127,000	217,700	302,700	359,200	415,700	528,700	641,700	754,700	858,900	928,400	99万円
(現行税率との差)	▲ 6,900	▲ 16,500	▲ 22,200	▲ 38,000	▲ 52,600	▲ 62,100	▲ 71,600	▲ 90,600	▲ 109,600	▲ 123,100	▲ 71,100	▲ 1,600	

(単位:円)

モデルケース(3) 世帯主48歳、妻45歳、子15歳、子10歳

税率案\所得	43万円 (7割軽減)	70万円 (5割軽減)	100万円 (5割軽減)	157万円 (5割軽減)	200万円 (2割軽減)	251万円 (2割軽減)	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	限度額
現行税率	69,900	152,100	191,700	267,000	393,700	461,000	572,300	704,300	836,300	930,000	930,000	930,000	93万円
改定(案)	58,700	128,400	162,300	226,700	334,100	391,700	486,300	599,300	712,300	822,100	909,100	978,600	99万円
(現行税率との差)	▲ 11,200	▲ 23,700	▲ 29,400	▲ 40,300	▲ 59,600	▲ 69,300	▲ 86,000	▲ 105,000	▲ 124,000	▲ 107,900	▲ 20,900	▲ 48,600	

国民健康保険税率の推移

平成22年3月29日～

区分	栃木	大平	藤岡	都賀	西方	
医療分	所得割	5.7%	6.9%	6.4%	6.5%	6.0%
	資産割	29.0%	22.0%	28.4%	27.0%	24.0%
	均等割	23,000円	24,000円	21,200円	18,000円	25,000円
	平等割	24,500円	15,000円	20,000円	16,800円	24,500円
	限度額	470,000円				
後期分	所得割	2.2%	2.0%	1.6%	1.7%	1.5%
	資産割	10.0%	10.0%	7.0%	7.0%	6.8%
	均等割	5,000円	7,000円	5,300円	5,000円	8,500円
	平等割	5,500円	4,000円	5,000円	3,600円	7,000円
	限度額	120,000円				
介護分	所得割	2.0%	1.4%	1.5%	1.7%	1.4%
	資産割	7.2%	5.4%	4.6%	6.0%	3.0%
	均等割	8,500円	6,200円	7,000円	8,000円	9,000円
	平等割	6,500円	4,800円	5,000円	6,000円	7,000円
	限度額	90,000円				
計	所得割	9.9%	10.3%	9.5%	9.9%	8.9%
	資産割	46.2%	37.4%	40.0%	40.0%	33.8%
	均等割	36,500円	37,200円	33,500円	31,000円	42,500円
	平等割	36,500円	23,800円	30,000円	26,400円	38,500円
	限度額	680,000円				

平成24年4月1日～

区分	栃木	岩舟	
医療分	所得割	6.6%	7.0%
	資産割	14.0%	26.0%
	均等割	24,000円	24,000円
	平等割	23,500円	23,000円
	限度額	500,000円	
後期分	所得割	2.0%	2.1%
	資産割	3.0%	7.0%
	均等割	5,000円	6,500円
	平等割	4,500円	6,000円
	限度額	130,000円	
介護分	所得割	1.5%	1.6%
	資産割	3.0%	4.0%
	均等割	7,000円	8,000円
	平等割	5,000円	6,200円
	限度額	100,000円	
計	所得割	10.1%	10.7%
	資産割	20.0%	37.0%
	均等割	36,000円	38,500円
	平等割	33,000円	35,200円
	限度額	730,000円	

平成27年4月1日～

区分	栃木	
医療分	所得割	7.4%
	資産割	11.0%
	均等割	27,000円
	平等割	24,000円
	限度額	510,000円
後期分	所得割	2.9%
	資産割	3.0%
	均等割	9,000円
	平等割	7,500円
	限度額	160,000円
介護分	所得割	1.6%
	資産割	3.0%
	均等割	8,000円
	平等割	7,000円
	限度額	140,000円
計	所得割	11.9%
	資産割	17.0%
	均等割	44,000円
	平等割	38,500円
	限度額	810,000円

平成29年4月1日～

区分	栃木	
医療分	所得割	8.2%
	資産割	5.0%
	均等割	30,000円
	平等割	26,000円
	限度額	540,000円
後期分	所得割	3.0%
	資産割	1.5%
	均等割	11,500円
	平等割	9,000円
	限度額	190,000円
介護分	所得割	2.6%
	資産割	1.5%
	均等割	12,000円
	平等割	9,000円
	限度額	160,000円
計	所得割	13.8%
	資産割	8.0%
	均等割	53,500円
	平等割	44,000円
	限度額	890,000円

平成31年4月1日～

区分	栃木	
医療分	所得割	8.2%
	資産割	—
	均等割	32,300円
	平等割	23,800円
	限度額	580,000円
後期分	所得割	2.6%
	資産割	—
	均等割	10,200円
	平等割	7,500円
	限度額	190,000円
介護分	所得割	2.4%
	資産割	—
	均等割	12,900円
	平等割	6,000円
	限度額	160,000円
計	所得割	13.2%
	資産割	—
	均等割	55,400円
	平等割	37,300円
	限度額	930,000円

県内各市町の国民健康保険税率(令和3年度)

		令和3(2021)年度														
		医療分					後期高齢者支援分					介護分				
		所得割 (%)	資産割 (%)	被保険者 均等割 (円)	世帯別 平等割 (円)	賦課限度額 (千円)	所得割 (%)	資産割 (%)	被保険者 均等割 (円)	世帯別 平等割 (円)	賦課限度額 (千円)	所得割 (%)	資産割 (%)	被保険者 均等割 (円)	世帯別 平等割 (円)	賦課限度額 (千円)
1	宇都宮市	6.36	/	25,900	19,000	630	2.55	/	9,800	7,200	190	2.07	/	10,500	6,400	170
2	足利市	7.00	/	26,400	18,600	630	2.00	/	7,800	4,200	190	1.90	/	8,400	4,800	170
3	栃木市	8.20	/	32,300	23,800	580	2.60	/	10,200	7,500	190	2.40	/	12,900	6,000	160
4	佐野市	6.60	/	25,200	18,000	610	2.40	/	8,400	7,200	190	2.10	/	10,800	6,000	160
5	鹿沼市	6.80	/	20,400	17,400	610	2.50	/	8,400	6,600	190	1.70	/	9,000	4,800	160
7	日光市	7.00	/	22,000	24,000	630	2.60	/	8,000	10,000	190	2.10	/	7,000	8,500	170
8	小山市	6.90	/	27,000	22,000	580	2.50	/	8,500	6,000	190	2.00	/	8,000	6,500	160
9	真岡市	7.00	/	25,000	21,500	630	2.50	/	9,500	7,000	190	2.10	/	10,000	5,500	170
10	大田原市	5.50	/	32,000	/	630	2.00	/	12,000	/	190	1.50	/	14,000	/	170
11	矢板市	6.80	/	26,400	18,200	630	2.40	/	9,700	7,100	190	2.20	/	10,800	4,800	170
12	那須塩原市	7.90	/	21,000	19,000	610	2.00	/	5,900	6,100	190	2.00	/	8,000	4,900	160
13	上三川町	6.30	/	20,000	18,000	630	2.20	/	9,000	6,000	190	1.90	/	15,000	/	170
21	益子町	6.60	16.00	20,000	22,000	540	2.00	/	5,500	5,000	190	1.70	/	8,200	6,200	160
22	茂木町	6.90	/	21,000	21,000	610	2.50	/	9,000	7,000	190	1.90	/	8,000	6,000	160
23	市貝町	5.60	/	16,700	15,700	610	2.90	/	8,000	7,500	190	1.80	/	9,300	4,800	160
24	芳賀町	6.70	/	26,000	29,000	610	2.00	/	7,000	8,200	190	1.70	/	8,200	6,000	160
25	壬生町	8.40	/	24,900	23,600	610	2.70	/	8,200	7,200	190	2.10	/	8,400	5,100	160
26	下野市	6.30	/	28,800	20,400	630	2.20	/	9,600	6,000	190	1.90	/	12,000	3,000	170
28	野木町	5.30	16.50	28,600	22,000	500	2.20	3.50	11,300	8,500	130	2.20	2.20	12,000	7,000	100
36	塩谷町	7.20	/	27,000	21,000	520	2.60	/	9,400	6,800	170	1.80	/	8,000	3,600	160
37	さくら市	6.90	/	25,000	23,500	630	2.00	/	8,400	7,400	190	1.90	/	8,700	7,000	170
38	高根沢町	8.20	/	26,000	23,500	630	3.00	/	9,000	8,400	190	2.00	/	8,000	6,000	170
41	那須烏山市	6.80	/	23,500	21,000	630	2.40	/	7,500	6,000	190	1.90	/	7,800	7,000	170
42	那珂川町	6.20	/	24,000	21,000	630	2.50	/	10,000	7,000	190	2.00	/	10,000	6,000	170
45	那須町	7.70	/	25,600	22,000	610	2.00	/	6,000	5,400	190	1.90	/	8,400	5,600	160

(案)

栃市国保運第 号
令和 年 月 日

栃木市長 大川 秀子 様

栃木市国民健康保険運営協議会
会長 白石 幹 男

国民健康保険事業運営について (答申)

令和3年6月15日付栃市保第205号をもって諮問のありました、国民健康保険事業運営について、次のとおり答申いたします。

記

国保制度改革に伴い、平成30年度から県が示す標準保険料率を参考に保険税率等を決定することとなった。本市では平成31年3月に国民健康保険税条例を改正し、令和元年度から新税率により課税している。

令和元年度の税率改定にあたり、国民健康保険運営協議会から「令和4年度の国民健康保険税率改定について、令和3年度に検討を行うこと」との答申を得ており、令和3年度に保険税率の見直しについて検討を行う必要がある。

前回改定時の収支見通しでは、財源不足により保険財政調整基金を取り崩すことを見込んでいたが、国保制度改革等の影響から、令和元年度、令和2年度と剰余金が発生し基金への積立てを行った。令和3年度末の基金残高は約27億円の見込みである。

そこで、県が示す事業費納付金と基金残高等を踏まえ、国民健康保険税率及び課税限度額の見直しについて、慎重に審議を行った結果、次のとおり結論を得た。

【結論】

1 国民健康保険税率の見直しについて

県が算定した令和3年度の標準保険料率を基本とする。基金については、今後も安定的な国保運営を行っていくための適正な保有額として、予算額の5%程度が望ましいと推測し、約10億円と算出した。令和3年度末における基金残高が約27億円の見込みとなることから、余剰となる約17億円を10年間で取り崩すよう保険税率を試算し、医療分から減算する。後期高齢者医療分及び介護保険分は、対象者の増高を踏まえ標準保険料率のとおりとしたもの(端数は切り捨て)を改正案とする。

(税率等)

区 分	所得割	均等割	平等割
医療給付費分	6.6%	25,100円	18,600円
後期高齢者支援金分	2.6%	10,200円	7,500円
介護納付金分	2.1%	11,200円	6,200円
合 計	11.3%	46,500円	32,300円

2 課税限度額の引上げについて

高額所得者の負担能力に応じた課税を図り、中間所得者の負担軽減を図るため、課税限度額について、医療給付費分を5万円、介護納付金分を1万円引上げ、地方税法施行令第56条の88の2で定める額と同額とする。

区 分	課税限度額
医療給付費分	63万円
後期高齢者支援金分	19万円
介護納付金分	17万円
合 計	99万円

3 付帯意見

- (1) 国民健康保険事業費納付金の今後の状況、被保険者の減少による税収の減少を踏まえると、年々赤字額が増え、基金の取崩しが増えていくことが予測されるため、2年後（令和5年度）に検証を行うこと。
- (2) 国保財政の健全化及び負担の公平を図るため、国民健康保険税の収納率の向上に努めること。
- (3) 被保険者の健康の保持・増進と医療費の抑制を図るため、データヘルス計画に基づく生活習慣病の重症化予防をはじめとする保健事業の推進に努めること。
- (4) 法改正により未就学児に係る均等割軽減措置が実施される見通しだが、対象年齢の拡大に向けて国への要望に努めること。また今後本市における対応についても検討に努めること。